

専決処分の報告について

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

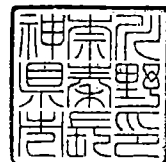


専 決 処 分 書

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、
地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分
について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年11月1日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による建築基準法の一部改正により、
条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 22 号

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

(秦野市手数料条例の一部改正)

第 1 条 秦野市手数料条例（平成 12 年秦野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 10 項第 7 号ア中「第 18 条第 18 項」を「第 18 条第 22 項」に改める。

(秦野市建築基準条例の一部改正)

第 2 条 秦野市建築基準条例（平成 12 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 60 条及び第 61 条中「法第 18 条第 16 項」を「法第 18 条第 20 項」に改める。

第 62 条中「法第 18 条第 21 項」を「法第 18 条第 30 項」に改める。

第 63 条中「法第 18 条第 19 項」を「法第 18 条第 28 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

報告第 28 号 秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
秦野市手数料条例の一部改正	
別表第 1（第 2 条関係） 1－9（略） 1 0 建築物省エネ法関係手数料 （1）－（6）（略） （7） 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合又は建築物省エネ法第 1 2 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号若しくは低炭素法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項若しくは第 1 8 条第 2 2 項に規定する検査済証につい	別表第 1（第 2 条関係） 1－9（略） 1 0 建築物省エネ法関係手数料 （1）－（6）（略） （7） 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合又は建築物省エネ法第 1 2 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号若しくは低炭素法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項若しくは第 1 8 条第 1 8 項に規定する検査済証につい

て、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分
に応じ、それぞれに定める額

イ (略)

1 1 (略)

て、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分
に応じ、それぞれに定める額

イ (略)

1 1 (略)

秦野市建築基準条例の一部改正

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第60条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第2第1項に定める手数料を納付しなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

第61条 法第87条の4の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第2第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 法第88条第1項及び第2項の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、工作物1件について、別表第2第3項に定める手数料を納付しなければならない。

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第60条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第2第1項に定める手数料を納付しなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

第61条 法第87条の4の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第2第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 法第88条第1項及び第2項の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、工作物1件について、別表第2第3項に定める手数料を納付しなければならない。

(中間検査合格証の交付を受けた建築物及び建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料)

第62条 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料については、第60条の規定にかかわらず、別表第3第1項に定める額とする。

2 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物の部分に含まれる昇降機の完了検査申請等手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、別表第3第2項に定める額とする。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第63条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による終了の通知をしようとする者は、中間検査の申請又は通知1件について、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(中間検査合格証の交付を受けた建築物及び建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料)

第62条 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料については、第60条の規定にかかわらず、別表第3第1項に定める額とする。

2 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物の部分に含まれる昇降機の完了検査申請等手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、別表第3第2項に定める額とする。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第63条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による終了の通知をしようとする者は、中間検査の申請又は通知1件について、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。